

36協定の記載例(月45時間超の時間外・休日労働が見込まれず、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合)(様式第9号(第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

- 36協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出てください。
- 36協定届(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結する必要があります。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

表面

事業場(工場、支店、営業所等)ごとに協定してください。

時間外労働・休日労働に関する協定届

労働保険番号・法人番号を記載してください。

この協定が有効となる期間を定めてください。1年とすることが望ましいです。

対象期間が3か月を超える1年単位の變形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶ上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合していません。

様式第9号(第16条第1項関係)

事業の種類	事業の名称		事業の所在地(電話番号)		協定の有効期間							
	土木工事業	建設株式会社	〇〇市〇〇町1-2-3	(電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	〇〇〇〇年4月11日	〇〇〇〇年4月11日						
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(1日)(任意)	1日	1箇月(①)については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①)については360時間まで、②については320時間まで)						
					突発的な仕様変更による納期の切迫	現場作業	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注対応	3人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	270時間	270時間	150時間	270時間	270時間	
												機械、工具の故障等への対応
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	月末の決算事務	3人	7.5時間	3時間	20時間	30時間	200時間	320時間	200時間	200時間	320時間	
												工程変更
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日(任意)	法定休日	1か月(1日)	1か月に1日	8:30~17:30	時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスに入らない場合には、有効な協定届とはなりません。	1年1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。	1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。	1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。	
												臨時の受注対応

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数を代表する者の)の名称又は労働者の過半数を代表する者の(投票による選挙)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出されたものでないこと。(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 15日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数を代表する者の)の名称又は労働者の過半数を代表する者の(投票による選挙)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出されたものでないこと。(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 15日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数を代表する者の)の名称又は労働者の過半数を代表する者の(投票による選挙)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出されたものでないこと。(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 15日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数を代表する者の)の名称又は労働者の過半数を代表する者の(投票による選挙)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出されたものでないこと。(チェックボックスに要チェック)

代表取締役 田中太郎

使用者 田中太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・押印などが必要です。

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・押印などが必要です。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 15日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数を代表する者の)の名称又は労働者の過半数を代表する者の(投票による選挙)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出されたものでないこと。(チェックボックスに要チェック)

36協定 記載例 (建設業)

36協定届の記載例(月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合)

- 臨時的に限度時間を超えて労働させる場合には様式第9号の2の協定届の届出が必要ですが、様式第9号の2は、 限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と、 限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。
- 1枚目の記載については、前ページの記載例を参照ください。

2枚目表面

様式第9号の2(第16条第1項関係)

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)	
		延長することのできる時間数	法定労働時間を超える時間数	延長することのできる時間数	法定労働時間を超える時間数	延長することのできる時間数	法定労働時間を超える時間数
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合							
突発的な仕様変更への対応	10人	6時間	6.5時間	60時間	70時間	550時間	670時間
納期ひっ迫への対応	10人	6時間	6.5時間	60時間	70時間	500時間	620時間
大規模な施工トラブル対応	3人	6時間	6.5時間	55時間	65時間	450時間	570時間

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届出できることがあつた場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率となすよう努めてください。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票、挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用上の意向に基づき選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

限度時間(年360時間)を超えて320時間以内で労働させる1年の時間外労働(休日労働は含まれません)の時間数を定め、年720時間以内に制限します。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定め、法定の割増率(25%)を超える割増率となすよう努めてください。

限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる場合は、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定め、月100時間未満に制限します。なお、この時間数を満たしていても、2~6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要」ととき「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

労働者代表者に対する事前申入れ

労働者代表者への医師による面接指導の実施、対象労働者に111時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 山田花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 15日

協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

労働者代表者に対する事前申入れ

労働者代表者への医師による面接指導の実施、対象労働者に111時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 山田花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 15日

協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

労働者代表者に対する事前申入れ

労働者代表者への医師による面接指導の実施、対象労働者に111時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 山田花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 15日

協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

労働者代表者に対する事前申入れ

労働者代表者への医師による面接指導の実施、対象労働者に111時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 山田花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 15日

協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

労働者代表者に対する事前申入れ

労働者代表者への医師による面接指導の実施、対象労働者に111時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 山田花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 15日

協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

労働者代表者に対する事前申入れ

労働者代表者への医師による面接指導の実施、対象労働者に111時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 山田花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 15日

協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

労働者代表者に対する事前申入れ

労働者代表者への医師による面接指導の実施、対象労働者に111時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 山田花子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 15日

協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者か、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

- ① 医師による面接指導 ② 深夜業(22時~5時)の回数制限 ③ 終業から始業までの休息時間の確保(勤務間インターバル) ④ 代償休日・特別な休暇の付与 ⑤ 健康診断
- ⑥ 連続休暇の取得 ⑦ 心とからだの相談窓口の設置 ⑧ 配置転換 ⑨ 産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩ その他

36協定の記載例(月45時間超の時間外・休日労働が見込まれず、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合) 様式9号の3の2(第70条関係)

表面

労働保険番号・法人番号を記載してください。この協定が有効となる期間を定めたいです。1年とすることが望ましいです。

労働保険番号欄、法人番号欄、事業の所在地(電話番号)欄

事業の種類(土木工事業)、事業の名称(建設株式会社)、支店、時間外労働に関する協定期間(1年4月11日から1年4月11日まで)

Table with 4 columns: 時間外労働(事由), 業務の種類, 労働者数, 所定労働時間. Includes rows for 突発的な仕様変更等による納期の切迫, 臨時の受注対応, 悪天候による工期遅延の解消, 台風被害からの復旧作業, 月末の決算業務.

Table with 4 columns: 休日労働, 業務の種類, 労働者数, 法定休日の数. Includes rows for 臨時の受注対応, 台風被害からの復旧作業, 現場作業, 施工管理, 現場管理.

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合計した時間数が、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く)。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 〇月 〇日. 協定の当事者である労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙). 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者)の過半数を代表する者の労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の労働者代表者の署名又は記名・押印が必要であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、(チャックボックスに要チェック) 代表取締役 田中太郎

この協定が有効となる期間を定めたいです。1年とすることが望ましいです。

労働保険番号欄、法人番号欄

Table with 4 columns: 1日, 1箇月(1については45時間まで、2については42時間まで), 1年(1については360時間まで、2については320時間まで), 法定労働時間を超える時間数

Table with 4 columns: 1日, 1箇月(1については45時間まで、2については42時間まで), 1年(1については360時間まで、2については320時間まで), 法定労働時間を超える時間数

Table with 4 columns: 1日, 1箇月(1については45時間まで、2については42時間まで), 1年(1については360時間まで、2については320時間まで), 法定労働時間を超える時間数

Table with 4 columns: 1日, 1箇月(1については45時間まで、2については42時間まで), 1年(1については360時間まで、2については320時間まで), 法定労働時間を超える時間数

Table with 4 columns: 1日, 1箇月(1については45時間まで、2については42時間まで), 1年(1については360時間まで、2については320時間まで), 法定労働時間を超える時間数

Table with 4 columns: 1日, 1箇月(1については45時間まで、2については42時間まで), 1年(1については360時間まで、2については320時間まで), 法定労働時間を超える時間数

1年の法定労働時間を超える時間数を定めたい。①は360時間以内、②は320時間以内です。1か月の法定労働時間を超える時間数を定めたい。①は45時間以内、②は42時間以内です。法定休日の数 1か月に1回 1か月に3回

協定書を兼ねる場合)には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要であること。管理監督者は労働者代表にはなりません。協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印が必要であること。

36協定届の記載例(月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合) 様式9号の3の3(第70条関係)

2枚目表面

様式第9号の3の3(第70条関係)

時間外労働 に関する協定届 (特別条項)
休日労働

業務の種類 労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合計した時間数。 ①については100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)					
	延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超過する時間数	延長することができる時間数	限度時間を超過する時間数				
	法定労働時間を超過する時間数 (任意)	法定労働時間を超過する回数 (任意)	法定労働時間を超過する時間数 及び休日労働の時間数 を合計した時間数 (任意)	法定労働時間を超過する時間数 を合計した時間数 (任意)	法定労働時間を超過する時間数 (任意)	法定労働時間を超過する時間数 (任意)				
突発的な仕様変更への対応、 納期のひっ迫への対応 大規模な施工トラブル対応	15人	6時間	6時間	4回	80時間	80時間	35%	550時間	550時間	35%
	10人	6時間	6時間	3回	60時間	60時間	35%	500時間	500時間	35%
① 工作物の建設の事業 に従事する場合										
② 災害時における 復旧及び復興の事業 に従事する場合 (併せて、①の事業にも従事する 場合、①の事業に従事する時間も 含む記入すること。)										
維持管理契約に基づく 災害復旧の対応	8人	7時間	7時間	4回	120時間	120時間	35%	700時間	700時間	35%
自治体からの要請に基づく 復旧工事の対応	5人	7時間	7時間	3回	110時間	110時間	35%	700時間	700時間	35%

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限りにし、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要などき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

限度時間(月45時間または42時間)を超過して労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限ります。

限度時間(月45時間または42時間)を超過して労働させる場合であっても、災害時における復旧および復興の事業に従事する場合であっても、年6回以内に限ります。

限度時間(年360時間または320時間)を超過して労働させる1年の時間外労働時間数を定めてください。災害時における復旧および復興の事業に従事する場合であっても、年720時間以内に限ります。

災害時における復旧および復興の事業に従事する場合、100時間以上の時間数を定めることも可能です。工作物の建設の事業と災害時における復旧および復興の事業の両方に従事する場合には、工作物の建設の事業に従事する時間も含めた時間数を定めてください。

労働者代表に対する事前申し入れ
(具体的な内容)
対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合計した時間数(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。)
 (チャットボックスに要チェック)
 (チャットボックスに要チェック)
 (チャットボックスに要チェック)

- ① 医師による面接指導
- ② 深夜業(22時~5時)の回数制限
- ③ 終業からの始業までの休息期間の確保(勤務間インターバル)
- ④ 代償休日・特別休暇の付与
- ⑤ 健康診断
- ⑥ 連続休日の取得
- ⑦ 心とからだの相談窓口の設置
- ⑧ 配置転換
- ⑨ 産業医等による助言・指導
- ⑩ その他

管理監督者は労働者代表にはなれません。

経理担当事務員
山田花子

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印が必要です。

労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チャットボックスに要チェック)
 (チャットボックスに要チェック)

代表取締役
田中太郎

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づき選出は認められません。チャットボックスにチャットがない場合は、有効な協定届とはなりません。

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・押印などが必要です。

労働基準監督署長